

2018年9月26日

各位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
三井ホーム株式会社
代表取締役社長 市川 俊英

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である三井不動産株式会社（以下「三井不動産」といいます。）から、2018年9月26日付で、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：三井不動産株式会社
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
三井不動産は、当社の株主（三井不動産及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式1株につき980円の割合をもって金銭を割当交付します。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2018年10月17日
6. 本売渡請求に係る取引条件
本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付について三井不動産が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上